

厚木中央公園 に関する サウンディング型市場調査

－ 実施要領 －

令和3年8月10日

厚木市都市整備部公園緑地課

1 調査の目的

厚木市では、厚木中央公園のリニューアル整備にあたり、公募設置管理制度 (Park-PFI) による民間活力の導入を検討しています。

このため、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウをご提案いただくとともに、本公園の市場性や事業内容及び事業者募集に係る条件設定の参考とするため、サウンディング型市場調査を実施します。

2 事業概要 (案)

事業概要 (案) については、別紙1「事業概要書」を参照してください。

3 スケジュール

実施要領の公表	令和3年 8月10日(火)
説明会及び現地見学会の参加受付 (事前申込み制)	令和3年 8月10日(火) ~ 令和3年 8月30日(月) 午後4時まで
説明会及び現地見学会の実施	令和3年 9月 2日(木)
質問書の受付	令和3年 9月 2日(木) ~ 令和3年10月 1日(金) 午後4時まで
質問書の回答	令和3年10月 8日(金) までに回答
個別対話の参加受付 (提案書の提出期限)	令和3年10月 8日(金) ~ 令和3年11月 4日(木) 午後4時まで
個別対話の日時及び集合場所の連絡	令和3年11月 5日(金) までに連絡
個別対話の実施	令和3年11月 8日(月) ~ 令和3年11月19日(金) まで (土日除く)
対話の実施結果概要の公表	令和3年12月下旬 公表予定

4 個別対話の内容

(1) 個別対話の対象者

本事業における公園の整備と管理運営事業を実施する役割を担う意向を有する法人または法人グループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) 第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又

は当該構成員を含む団体

イ 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する者

（2）個別対話の項目

本事業は、本公園が掲げるコンセプトを実現し、魅力的な賑わいの空間となるために、どのような公園施設が相応しく、それにより、どのような可能性が生まれるかへのアイデア調査を目的としています。

幅広く多様なアイデアを集めるために、以下の項目による意見及び提案等を求めます。

番号	項目	主な内容
1	事業提案	① 参画が可能と考えられる事業分野 ② 連携が可能な他の事業分野
2	運営管理	① 管理運営が可能な公園施設及び範囲 ② 管理運営が困難と考えられる公園施設及び範囲
3	収益事業	① 収益による利用者サービスへの還元
4	事業形態	① 民間ノウハウを發揮するための今後の事業化に対するご意見

5 個別対話までの手続き

（1）説明会及び現地見学会の参加受付

説明会及び現地見学会の参加を希望する場合は、「説明会参加申込書（別紙 2）」に必要事項を記入し、件名を【厚木中央公園に関するサウンディング型市場調査_説明会申し込み】として、下記の申込先「イ」に電子メールで提出してください。また、説明会では個別開示資料の提供を受けるため、「守秘義務に関する誓約書（別紙 3）」に記入押印のうえ説明会申込書と併せて提出してください。

なお、説明会及び現地見学会の参加は、個別対話への参加条件ではありません。

※説明会及び現地見学会の開催は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、今後の状況により中止または変更する場合があります。

ア 申込受付期間

令和 3 年 8 月 10 日（火）から 8 月 30 日（月）午後 4 時まで

イ 申込先

項目 8 の問合せ先のとおり

（2）質問書の受付

サウンディングに関する質問等について、下記の質問受付期間「ア」のみ受け付けます。

「質問書（別紙4）」に必要事項を記入し、件名を【厚木中央公園に関するサウンディング型市場調査_質問書】として、下記の申込先「イ」に電子メールで提出してください。回答については、受付後ほど多くの返信に努めますが、お時間をいただく場合もありますので、予めご了承ください。

ア 質問受付期間

令和3年9月2日（木）から10月1日（金）午後4時まで

イ 受付先

項目8の問合せ先のとおり

（3）個別対話の参加申込み

個別対話の参加を希望する場合は、「エントリーシート（別紙5）」と「個別対話シート（参考）」に必要事項を記入し、件名を【厚木中央公園に関するサウンディング型市場調査_個別対話申し込み】として、下記の申込先「イ」に電子メールで提出してください。

ア 申込受付期間

令和3年10月8日（金）から11月4日（木）午後4時まで

イ 申込先

項目8の問合せ先のとおり

（4）提案書の受付

個別対話の実施にあたり、特に資料の提出は求めておりませんが、説明のために必要な場合には、当日、電子ファイル（PDF形式）か、5部を持参ください。

（5）個別対話の日時及び集合場所の連絡

個別対話の日時及び集合場所については、「エントリーシート（別紙5）」に記入いただいた対話希望日時を踏まえて調整の上、参加申込みのあったグループ担当者宛に、電話又は電子メールで連絡します。なお、個別対話の日時については希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

ア 連絡日

令和3年11月5日（金）午後4時までに連絡

（6）個別対話の実施

ア 実施期間

令和3年11月8日（月）から11月19日（金）まで（土日除く）

※申込み状況により変更する場合があります。

イ 実施時間

午前9時から午後4時までの間で30分から50分程度

ウ 実施場所

厚木市役所第二庁舎（神奈川県厚木市中町3-16-1）内

エ その他

- (ア) 個別対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- (イ) 本事業に関連する事業者公募が実施される場合は、個別対話への参加実績が優位性を持つものではありません。
- (ウ) 個別対話における意見及び提案については、本公園の計画や事業者公募の条件を検討する際の参考としますが、必ず条件に反映されるものではありません。
- (エ) 提出資料の著作権については、それぞれの参加事業者に帰属しますが、提出いただいた資料等の返却はしません。
- (オ) 本調査に関係のない提案など、対話の趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者に対して対話を中断する場合があります。

(6) 個別対話実施結果の公表

個別対話の実施結果については、概要を市ホームページで公表する予定です。公表にあたっては、事業者のノウハウ保護のため、事前に参加事業者に公表の有無並びに公表内容の確認をおこないます。

6 留意事項

(1) 費用負担

本調査への参加に要する費用（説明会・個別対話への参加費、書類作成等）は参加事業者の負担とします。

(2) 個別対話におけるコンサルタントの同席

個別対話は、厚木市都市整備部公園緑地課の職員が対応しますが、本調査業務を委託しているコンサルタントを個別対話の場に原則として同席させることを想定しています。

(3) 追加対話への協力

本調査終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケート実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

7 調査資料及び閲覧資料

- 別紙 1 事業概要書
- 別紙 2 説明会参加申込書
- 別紙 3 守秘義務に関する誓約書
- 別紙 4 質問書
- 別紙 5 エントリーシート
- 参 考 個別対話シート

8 問合せ先

質問等がある場合は以下の連絡先までお問合せください。

厚木市 都市整備部 公園緑地課 計画整備係 担当：前場（ゼンバ）

（厚木市役所第二庁舎 15階）

郵便番号：〒243-8511

住 所：神奈川県厚木市中町3-17-17

電 話：(046) 225-2412（直通）

F A X：(046) 225-3027

Ema i l：4800@city.atsugi.kanagawa.jp